

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの 発生に係る対応状況

農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの
発生に係る対応状況

1 発生状況とこれまでの経緯

- (1) 12日午後、熊本県の肉用鶏農場において、死亡羽数が平時に比べ増加したことから、遺伝子検査を実施した結果、13日午前、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明。
※その後の遺伝子検査で、患畜と判定。

- (2) また、当該農場の飼養者は別農場の飼養も行っていることが判明（別農場の家畜も疑似患畜と判定）。

- (3) このような状況において、総理からの指示の下、
① 13日午前中に、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、今後の防疫方針等を決定し、
② また、政府としても、鳥インフルエンザ関係閣僚会議を開催し、本病の関係府省庁間での連携を確認したところ。

- (4) その後、今回のウイルスはH5N8亜型であり、遺伝子配列が韓国で分離された同亜型と99%以上の相同性を持つことが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	球磨郡 多良木町	56,000羽 (5鶏舎)	肉用 鶏
同一飼養者農場	球磨郡 相良村	56,000羽 (5鶏舎)	肉用 鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場（熊本県）

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	2(1)	36,660	0(0)	0	0(0)	0	1(0)	1	3(1)	36,661
3-10km圏内	3(6)	80,300	9(2)	57,700	4(0)	87,791	6(11)	39	22(19)	225,830
合計	5(7)	116,960	9(2)	52,770	4(0)	87,791	7(11)	40	25(20)	262,491

- ※ ()内は空舎戸数で外数。
※ 肉用鶏の3-10km圏内にキジ農家を含む。
※ 10km圏内に食鳥処理場、GPセンター等の畜産関連施設はなし

- 発生状況確認検査(3km圏内の肉用鶏農場2戸が対象)を実施、17日、陰性を確認。
○ 清浄性確認検査(3km圏内の肉用鶏農場2戸が対象)を実施し、5月1日に陰性を確認。同日、搬出制限を解除し、8日0時をもって移動制限区域を解除。

2 対応のポイントと具体的な対応状況

5月8日（木）0時 時点

		対応のポイント	具体的な対応状況
防疫措置	1	①当該2農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径3km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径3kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	4月13日 省内本部終了後より①・②・③を開始。 4月14日 全て（112,000羽）の殺処分が完了。 4月16日 全ての防疫措置が完了。 5月1日 搬出制限区域が解除。 5月8日0時 移動制限区域が解除。
	2	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	4月15日 消毒ポイントを11カ所から17カ所に増設。
	3	熊本県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	4月14日 農政局・独立行政法人家畜改良センターから併せて70人を派遣。
	4	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	4月13日 午前より臨床検査、エライザ検査及びウイルス分離検査を開始。17日午後、全て陰性を確認。 （ 4月15日 県との協議により、搬出制限区域内のふ卵場（1/1戸）のヒナの制限区域外への出荷を許可。 4月16日 県との協議により、搬出制限区域内の食用卵（9/9戸）の出荷を許可。 移動制限区域内（2/2戸）及び搬出制限区域内（3/3戸）の肉用家きんは、それぞれ現在の制限区域設定期間中には、出荷開始時期がこない。 ）
	5	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	4月13日及び17日、本病に対する監視体制の強化を図るよう全都道府県に対し、通知を发出。

対応のポイント		具体的な対応状況
情報収集	6 都道府県との連携の強化	4月13日 小里政務官が熊本県庁にて熊本県知事と面談。県の要請等について聴取。 熊本県との連携強化のため、農林水産省職員を県庁に派遣（～16日）。
	7 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。	4月13日 午前より農林水産省職員を熊本県庁に派遣し、防疫方針について助言・指導（～16日）。
	8 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	4月13日13時に開催。防疫指針に基づく防疫措置の徹底、疫学調査チームの派遣等について指摘。同日、概要を公表。
	9 疫学調査チームの派遣。	4月13日 14時に発生農場に立ち入り、現地調査を実施。 4月15日 調査結果を公表。 4月23日 17時より疫学調査チーム第1回検討会を開催。 4月24日 第1回検討会の概要を公表。
情報伝達	10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	4月13日10時 防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施（～23日まで毎日実施）。以降、必要に応じて実施。 13日、消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出し、農林水産省HPにも掲載。

7月15日（火）現在

今後の対応	11 移動制限解除後の発生農家における再導入	農場内の堆肥処理終了後、消毒及びモニター鶏導入検査を行った後、 <u>7月下旬以降、再導入見込み。</u> （飼養者が同一の相良村の農場においては、モニタリング鶏導入検査を行った後、 <u>7月15日、18日に再導入済み。</u> ）
	12 今回の熊本県の迅速な取組の要因分析と周知	<u>熊本県が、迅速な通報・初動対応が取られた要因を分析し、取りまとめ。</u> <u>農林水産省が熊本県の取りまとめを各都道府県に送付するとともに、各都道府県に対し、これを基に防疫体制のチェックと必要に応じた見直しを行い、防疫体制に万全を期すよう指導。</u>

